

震災特例法第42条第4項の規定に基づく
消費税法第12条の2第2項不適用届出書



收受印

平成 年 月 日	届出者	(フリガナ)	
		納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
_____税務署長殿	者	(フリガナ)	
		名称及び代表者氏名	印

下記のとおり、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第42条第4項の規定の適用を受けたいので届出します。

設立年月日	平成 年 月 日
-------	----------

基準期間がない事業年度のうち最終事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
----------------------	-----------------------

基準期間ができた最初の課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
-----------------	-----------------------

上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
----------------------	---

被害の概要	
-------	--

参考事項	
------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
---------	------------------

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印		

- 注意 1. 国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。
2. ※印欄は、記載しないでください。

「震災特例法第42条第4項の規定に基づく消費税法 第12条の2第2項不適用届出書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、消費税法第12条の2第1項に規定する新設法人（以下「新設法人」といいます。）で、国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けない東日本大震災の被災者である事業者（注）が、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第42条第4項の規定に基づき、消費税法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》の規定が適用されないこととする場合に提出するものです。

（注）1 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地を有する事業者及び国税通則法施行令第3条第2項の規定の適用を受ける事業者のいずれにも該当しない被災事業者をいいます。

2 消費税法第12条の2第2項に掲げる要件に該当しない新設法人（例えば、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行っていない新設法人等）は、この届出書を提出する必要はありません。

2 提出時期等

この届出書は、消費税法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日（平成23年国税庁告示第11号に規定する別途国税庁告示で定める日）とのいずれか遅い日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

3 記載要領

- (1) 「設立年月日」欄には、法人の設立日を記載します。
- (2) 「基準期間がない事業年度のうち最終事業年度」欄には、基準期間がない事業年度のうち最終事業年度の初日及び末日を記載します。
- (3) 「基準期間ができた最初の課税期間」欄には、基準期間ができた最初の課税期間の初日及び末日を記載します（上記(2)の「基準期間がない事業年度のうち最終事業年度」に含まれる課税期間のうち最終課税期間の翌課税期間を記載します。）。
- (4) 「上記課税期間の基準期間における課税売上高」欄には、上記(3)の課税期間の基準期間における課税売上高を記載します。
なお、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える法人は、納税義務が免除されません（消法9①）。
- (5) 「被害の概要」欄には、被害の状況等について記載します。
（例）（本社は近畿地方であるが、）〇〇県△△市にある事務所が地震により損壊した。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。
- (7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。